

平成 27 年度第 2 回二宮町・大磯町障害者自立支援協議会議事録

1 日 時 平成 28 年 3 月 23 日 (水)

I 自立支援協議会 10 時 00 分～11 時 30 分

II 研修会 11 時 30 分～12 時 30 分

2 会 場 大磯町立福祉センターさざれ石 2 階レクリエーション室

3 出席状況

出席者	二宮町手をつなぐ育成会	室伏 則子
	二宮町民生委員児童委員協議会	平田 隆彦
	大磯町民生委員児童委員協議会	安藤 憲和
	大磯町社会福祉協議会	岩本 朋子 (代理)
	平塚児童相談所	妹尾 洋之
	平塚保健福祉事務所	弘中 千加
	湘南養護学校	吉田 豊
	二宮町健康福祉部	倉重 成歩 (代理)
	二宮町健康福祉部	黒石 俊彦
	大磯町町民福祉部	植地 直子
	大磯町教育委員会教育部	瀬戸 克彦
	二宮町教育委員会	下澤 純二 (代理)
	湘南あゆみ会	小泉 智子
	よるべ会	荒川 克見
	たすけあいワーカーズ大空	依田 久司
	丹沢自律生活支援センター総合相談室	岡西 博一

事務局

二宮町	佐竹班長
二宮町	配島主事補
大磯町	小林係長
大磯町	杉山主事補
素心会	萩原 勝己
素心会	鈴木 綾子
素心会	佐藤 秀祐
素心会	大野 裕史

素心会
素心会

湊 ミワ
小沢 佳那恵

4 議事の経過の要綱及び結果

はじめに事務局が、本日 15 人の委員が出席しており、委員の過半数を超え本会は有効に成立した旨を報告した。

また、傍聴希望者が一名いたため、要綱に基づいて全体にはかったところ意義はなく、全会一致で了承された。

I 自立支援協議会

(1) あいさつ

二宮町・大磯町自立支援協議会会長 依田 久司

(2) 第一号議案 第 3 回二宮町・大磯町自立支援協議会部会からの報告

議長 それでは次第に沿って議事を進行して参りたいと思います。事務局よりご説明をお願いします。

事務局 お手元の資料に基づきご説明させていただきます。両町にて障害福祉計画を策定しておりますが、その計画の進捗状況と意見交換の機会として第三回の自立支援協議会の部会は両町別で開催しております。そこで挙げられた意見につきましては両町別で記載させていただいています。まず、二宮町から寄せられたご意見になりますが、就労に関しては就労継続支援 A 型の事業所が町内にないということと、また、移動支援に関しては通勤や通学といった用件でも利用を認めて欲しいという意見や、通院時にも利用したいという要望が挙げられています。そして、入所施設やグループホームの利用に関する居住系のサービスについての要望や意見も寄せられました。その他の内容につきましては記載の通りとなります。

続いて、大磯町から寄せられた意見になりますが、まず当事者団体の活動についての現状と課題。そして、二宮町からの意見とも重なりますが移動支援について柔軟な運用を期待したいという意見も挙げられています。

この両町を含む地域におきましては社会資源の数が限られているという

状況もありますが、少しでもこうしたニーズに応えるために何ができるか考えていきたいと思えます。

議長 この協議会として、これらの課題や意見に対してどのように向き合うか考えていく必要があると思えます。今日お集まりの皆様からもこれらの意見に加えることや、あるいはそれらに対して少しでも考えられることや出来ることなどを自由に出しあって議論してみたいと思えます。

委員 本日の資料に提示されている意見に対して、両町の行政の方はどのように考えているのかという点についてお話しをうかがいたいです。もちろん実現にあたっては予算や人員の課題もあるということは承知しておりますが、福祉行政を担う立場としてこれらの意見に対してどのように考えていますでしょうか。

委員 二宮町の福祉課です、ご意見いただきました内容につきまして、予算を伴うハード面の整備などにつきましてはご要望のまま実現に移すことは難しいのが現状です。また、移動支援につきましても皆様の抱えているそれぞれのご事情は良く理解できますが、町の事業として限られた予算の中で実施する上では一定の線引きは必要となります。

民生委員の活動に関しても数年前と比較して個人情報の管理が厳密になってきているという社会の大きな流れもありますので、民生委員の方ご自身も担当区域内の状況を把握しきれないという課題があります。そのことが活動状況の見えにくさという面に影響していることは考えられます。

委員 大磯町よりいただいたご意見の中で、当事者団体の活動の活性化ということにつきましては、団体の皆様より日頃からご相談いただいておりますので町としても課題として認識しております。行政として具体的にできることとしては、団体活動のご紹介を広報など様々な手段と機会を活用して発信していくことが考えられます。また、活動の活性化という意味では様々な企画にボランティアの方をはじめ幅広い立場の方が参画していくということが必要ではないかと考えていますので、団体の皆様のニーズを踏まえてご支援させていただければと思えます。また、最近の状況の中で課題として認識していることの一つに障害を持たれている方の高齢化の問題があります。高齢者福祉の部署とも連携を密にし、ご年齢と生活状況に応じたサービスを調整させていただく方針であります。

委員 当事者団体の現状につきまして少し補足をさせていただいてよろしいでしょうか、おそらく大磯町さんも同じ状況ではないかと思いますが、会員数の減少に大変苦慮しております。新規会員の募集をしたくても情報がないため、どのような呼びかけ方をすればよいのかわからないというのが現状です。個人情報の保護という観点から実現が難しいことは想像できますが、行政の方から何らかの情報提供がないと新規会員の開拓は会として難しいと考えています。このような目的ではご協力いただくのは難しいでしょうか。

委員 大磯町の身体障害者協会におきましても同様の状況があります。比較的若い世代の方は就労をされていたり、交友関係も幅広かったりと社会との接点がありますが、一線を退いた世代の方が地域へ戻った際に当会のような活動に参加していただきたいとの思いがあります。以前、地域内で身体上の障害をお持ちの方をお見かけした際に直接お声かけして勧誘した経験もありますが、やはり、少し戸惑ったような反応を示されてしまうことが多かったです。会員数が増えない原因の一つとして活動自体に魅力を感じられないということもあると思いますので、その点に関しては工夫をしていかななくてはならないと感じていますが、私達の活動を発信できる機会がほとんどないのが現状です。何か良い方法があれば検討していきたいと思います。

議長 詳細な状況について補足して説明をいただきました。
団体の構成メンバーの高齢化と会員数の減少という二つの課題があるのだと思います。その点に関して二宮町の行政ではどのようにお考えでしょうか。

委員 行政の立場として手帳を所持している個人の方の情報を提供するという事は、個人情報保護の観点からできません。ですが、窓口にて団体を紹介するパンフレットを置いたり、新規で手帳を取得された方に対して手続きの際などに団体の活動についてご説明するなどには出来ると思います。また、町の広報誌を活用して幅広くご紹介する記事を掲載することも今後検討させていただきたいと思います。

議長 当事者団体の活動についての課題に対して、両町ともに行政の立場で出来ることについて示していただきました。続いて生活上の課題として、民生委員の方の活動についても触れられていました。当事者の立場から

その活動が見えにくいという意見の裏には、個人情報の管理ということが影響していると思われませんが、日頃、地域の見守りと福祉の推進に取り組みられている中で民生委員の皆様はいかがお考えでしょうか。

委員 二宮町民生員・児童委員協議会です。以前は民生委員が福祉手当を各戸を個別に訪問し手渡しておりましたので、障害をお持ちの方とご家族の生活状況などをうかがえる機会がありました。しかし、現在は各家庭に振り込む形となっております。また、近年、社会全体の流れとして個人情報の管理体制が大きく変化したことと、民生委員の活動自体が高齢者とそのご家庭への見守りへ大きく力を割かざるを得ない状況が影響していると思います。約5年ほど前を契機に、地域内の障害をお持ちの方、あるいは何らかの援護や見守りが必要な方の情報を得る仕組みが消失してしまったという状況であります。民生委員は大きくわけて障害、高齢、児童という3つの分野で活動しますが、率直に言って、障害の方の情報が一番得られにくいという実情があります。

見守りや援護の対象者の把握さえできれば、私達の立場でも出来ることはあるのではないかと感じています。

委員 大磯町民生委員・児童委員協議会です。お話しがありましたように、大磯町の状況も共通する点が非常に多いです。大磯町におきましても地域住民の高齢化が急速に進行しているため、活動の軸を高齢者世帯に置かざるを得ない状況があります。

また民生委員は児童委員も兼ねているため、乳幼児のいる世帯への訪問や見守りなどもあります。そのような状況の中で、地域内の障害者世帯への見守りや支援が十分行き届かないという現状があります。

町からは災害時要援護者名簿という資料が各民生委員へ提示されていますが、これはご自分から申し出て登録することとなっております。そのため、実際に援護が必要な方が地域内にどれくらい存在しているかは不明であります。町とも協力し、要援護者の把握に努めて参りたいとお考えしています。

議長 ありがとうございます。他に何か、ご意見などありますでしょうか。

委員 湘南あゆみ会です。先日当会では、平塚地区にて民生委員の方との交流会を開催しました。私達の実情をお伝えする上で大変貴重な会合となったと思います。民生委員の方も改選により交代となるため、情報が後任

の方へ上手く引き継がれていかないという課題もあるように感じました。最近、家族会において全国的に取り組まれているのですが、当会でもテキストを使用した家族学習会を開催しています。家族学習会と名打っていますが、対象を限定しているわけではなく、幅広い立場の方にご参加いただけるようにしています。そして、この催しを通して、悩んでいるのは自分達だけではないという思いに至り、新たに入会される方も増えており効果を感じているところです。当会では他県の家族学習会に講師を派遣することもあり、その取り組みについては一定の評価を得ているのではないかと感じています。また、当会では、統合失調症の方から依存症の症状を持つ方まで幅広い属性の方がいます。私達、家族が直面する大きな課題の一つに本人が障害を否定し病識を持たないということがあります。

本人が障害を認められない、理解できないという状況で周囲が受容できるはずがありません。まず、身近な家族が障害を理解するということは大変重要であると感じています。そして、家族から地域へと理解と広めていくことを目指したいと感じています。

議長 地域の中で理解し合える関係を築くということが求められているのだと感じます。日常生活上の不安や悩みは福祉サービスの挟間に埋もれていくことが多いと思いますが、民生委員の方の活動はまさにこの点に力を注いでいることとなります。地域で支え合うという体制を構築するために、民生委員の皆様も含めて、関係する各機関が連携する必要があると思います。

副議長 当事者団体の活動について先ほどお話しがありましたが、当事者の方でも比較的若い世代の方については様々な情報を得られる機会や手段もあるため、主体的に選択したり、参加する条件が整っているという見方もできると思います。そのため、町として当事者の方が地域の団体や活動への参加することを後押しするような試みがあってもよいのではないかと感じました。

議長 私事で恐縮ですが、居住している地域の自治会で防災訓練を実施しています。その際に組長さんが約10～20の担当の全戸を見回るといった試みを行いました。このような試みを通して、お互いの生活状況を理解し合っておくことは防災という観点のみならず地域福祉の推進という意味でも大変重要ではないかと感じました。介護保険の分野ではこのような地縁

という概念が最近非常に注目されております。情報というものは一方のみではなく様々な入手経路がありますので、行政も含め多方面から必要な情報が得られるような仕組みが必要ではないかと感じました。行政と地域住民の橋渡しを担う中で、民生委員の皆様も日常の活動には大変なご苦労があることを理解しておりますが、相互の関係性の中で支えあっていくということも、この課題に対して必要ではないかと思えます。

続いて移動に関する課題やニーズについても触れたいと思えます。

特に通学に関して移動支援を活用したいという意見が挙げられていますが、本日、ご出席の湘南養護学校さんより、生徒の皆さんの通学に関する全体的な状況についてご報告いただけますでしょうか。

委員 湘南養護学校です。本校の通学に関する現在の状況についてご報告させていただきます。本校では、小学部と中学部につきましては、スクールバスを運行しております。また、本校所属の児童につきましてはそのほとんどが放課後等デイサービスを利用している状況があります。そのため、学校から事業所の送迎車へ乗車する生徒が大多数で、下校時のスクールバスを利用する生徒はごく少数という状況になっています。また、高等部の生徒につきましてはスクールバスの運行をしておりませんので、自力での登下校、あるいはご家族による送迎にならざるを得ない現状があります。

議長 高等部在籍の生徒に対しては学校として送迎は実施していないということだと思いますが、県内の他の学校でも同様の状況なのでしょうか。

委員 県内の各養護学校におきましてこのような状況は共通しております。しかし、通学地域に山間部等を含むなど、地理的な制約がある場合には一部例外として送迎を実施しているケースもあります。

また、前回の会議でも触れていますが、藤沢市など県内のいくつかの自治体では条件つきで通学に関して移動支援を利用を認めている例もあるようです。

議長 ご説明どうもありがとうございます。この地域での移動に関するサービスの提供状況について少し確認したいと思います。大磯町社協さんではいかがでしょうか。

委員 大磯町社協では移動支援事業は実施しておりません。子育て世代を中心とするファミリーサポート事業につきましては、今後実施していく予定となっています。

議長 二宮町の社協では移動支援のサービスを実施していないと聞いています。私の所属している事業所では福祉有償運送というサービスを実施しておりますが、やはり実費での負担が生じてしまう面がネックとなります。

本日、お手元に資料を配布させていただきましたが、介護保険の分野では地域住民による相互のたすけあい活動の一環として自治会単位などで外出を担う動きがあります。様々な意味で先行する介護保険法においてこのような動きが出たことに関して情報提供の意味で本日提示させていただきました。

関係者の皆様から、地域のニーズに対してご意見をいただき、有意義な意見交換ができたのではないかと感じます。これらのニーズや課題を短期間で解決するという事は難しいのですが、当事者の方も含めて地域の一員として何ができるのかという視点で今後も取り組むことが重要ではないかと感じました。

それでは、次の議題にうつりたいと思います。

第二号議案 平成 28 年度活動計画(案)について

事務局 お手元の資料に基づきご説明させていただきます。部会及び協議会の開催時期につきましてはほぼ例年通りとなっています。研修会につきましても例年通り年二回で予定しておりますが、そのうちの一回は相談支援事例についてという内容を予定しております。今年度、二宮町の方で相談支援事業に取り組む事業所が増えるということもありますが、サービス提供事業所を対象とした研修会を実施したいと考えています。題名は相談支援事例となっていますが、相談支援事業所に限定せずに地域のサービス提供事業所全般を対象として相談支援事業を通して見えてくる地域の課題を共有できるように考えています。

また、残る一回については障害特性の理解という内容で、民生委員の皆様、そして地域の一般住民の方を対象とした内容で検討したいと考えています。

先ほどの議案でもご説明させていただきましたが、昨年同様に 11 月には障害福祉計画をもとに地域のニーズについて意見交換をする場として拡大部会という位置付けで両町別に開催したいと考えています。

議長 事務局より平成 28 年度活動計画(案)について説明がありましたが、ご質問やご意見などはありますか。

委員 研修会の開催時期についてですが、今年の 12 月に 3 年に一度の民生委員の改選があり、その関係で来年 3 月頃に各種の研修の予定が控えております。貴重な機会ですので是非、積極的な参加を検討したいのですが、研修会が短い時期に集中してしまうことに関しては負担となる状況も懸念されると思います。来年 3 月に予定しているこの協議会の研修についてはどのような位置づけで考えておりますでしょうか。

事務局 幅広く地域の方へ呼びかけるなかで、地域の民生委員の皆様に対してもご参加のお声かけをさせていただく形になります。

委員 了解いたしました。その時期は各種の研修が重なる時期ですので、日程によっては参加が難しいかもしれませんが、検討させていただきたいと思います。

議長 事務局より、資料に基づいて説明がありましたが、質問あるいはご意見等ありますか。

委員 民生委員の改選についてですが、3 年に一度というご説明をうかがいましたが、一斉に全員が交代するという事なのでしょうか。

委員 一斉改選という名称になってはいますが、全民生委員がすべて交代するという事ではありません。留任される方もいますし、退任となり交代される方もいるという状況になります。ちなみに、委員の年齢制限につきましては 75 歳となっております。もちろん、退任する場合は後任に委員へ引継ぎを行うこととなっております。研修の体制につきましては、全国あるいは、県、市町村単位と多岐に渡るプログラムがあります。

議長 ご説明ありがとうございました。他にご意見等なければ、この平成 28 年度活動計画(案)についてご承認いただけるかどうか決を採りたいと思います。

参加者から異議はなく、平成 28 年度活動計画(案)は承認された。

議長 平成 28 年度活動計画(案)は正式に承認されましたので、この内容に則って今年度の活動や企画を実施していくこととなります。どうぞよろしくお願いいたします。

第 3 号議案 各団体・機関からの報告

議長 それでは、次の議題に移りたいと思いますが、その前にこの自立支援協議会にオブザーバーとしてご参加いただいている。湘南西部圏域自立支援協議会の岡西さんより一言よろしいでしょうか。

委員 湘南西部圏域自立支援協議会です。今回会議の前段で出された地域のニーズに関してですが、拡大部会を経てこのように集約された形で提示され、この場で課題を共有することとなったということは非常に大きな意義があると思います。今日、話し合った地域の様々なニーズにつきましては、全国的に共通している課題となります。それぞれが所属されている団体や機関で何ができるのか、あるいは共通する課題を持つ他地域とどのように連携していくかという視点が求められていると感じます。

先の大震災の例からも、地域のつながりが大事であることに異論を挟む余地はありませんが、それを形にすることは非常に困難であると感じます。その点につきまして民生委員の皆様が担っている役割が大変大きいと同時に、その負担についても考慮すべきであると思います。

この二宮町・大磯町自立支援協議会に参加させていただく中で特長として感じる点なのですが、それぞれが一方的に要求し合うというレベルに留まるのではなく、それぞれの立場で何ができるかという共通の認識があるということが挙げられると思います。長年参加させていただいている中でこの地域の皆様に共通する姿勢として一貫していると感じます。圏域としても、他地域の状況も踏まえて課題の解決に向けて少しでも前進できるように取り組んで参りたいと思います。

議長 どうもありがとうございます。それでは本日もご出席の皆様からご報告あるいは情報提供などがあればいただければと思います。

委員 平塚児童相談所です。児童相談所の現在の機能については相談支援ということから虐待への対応という部分に軸がシフトしている状況があります。また、深刻なケースや緊急性の高いケースの増加に伴い強制的な

介入が求められている現状もあります。関連する地域の皆さんとも連携して進めて参りたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

委員 社会福祉法人よるべ会のコスタ二宮です。当法人では、事業体系など大きな部分での変更は来年度は特に予定しておりません。

当法人の事業所でも、来年度、養護学校を卒業されて通所を開始される方を迎えることとなりますが、あらためて法人全体の状況として通所に関する課題が様々な面で浮上している状況があります。

自宅から安全に通所そして帰宅するためには、公共交通機関の利用方法を含めて経路を把握するために練習の機会が必要になりますが、移動支援を活用して通所の練習を行うということが可能になれば、ご本人、ご家族の両方にとって理想的なのではないかと感じています。

本日の議題の中でも触れられておりましたが、今後の制度の運用に期待したいと思います。

委員 湘南養護学校です。最近私達が力を入れていることの一つに災害時の緊急対応と対策がありますのでこの場をお借りしてご報告させていただきます。災害発生時に本校生徒あるいは近隣にお住まいで避難が困難な方がどれくらいいるのか、そして、どのような協力体制が必要なのかという点について、先の大震災の状況も踏まえて地域の皆さんと備えて参りたいと思います。

委員 大磯町民生委員・児童委員協議会です。先ほども議題に挙がりましたが、今年12月には民生委員・児童委員の全国一斉改選を控えております。また、来年平成29年度は民生委員制度が創設されてから100周年の節目を迎えます。大磯町では、こんにちは赤ちゃん事業として実施している担当区域内の新生児世帯への訪問に加えて昨年4月より、2歳児のいる家庭への訪問も実施しております。

これらの取り組みの一番大きな目的としては安否確認ということになりますが、昨今の報道でもありますように、児童虐待が深刻化しているという状況も踏まえてのこととなります。また、大磯町民生委員・児童委員協議会では昨年からパネル展を役場一階にて実施しております。今年は5月12日から18日までとなりますので、ご来庁の際にご覧いただけますと幸いです。

委員 二宮町民生委員・児童委員協議会です。私達の日常の活動の中で大きな位置を占める見守り活動の対象としては、障害者、高齢者、そして児童とその世帯となります。当協議会におきましても、上記の対象分野ごとに部会を設けて、情報の共有化や研修などを進めています。

障害の部会におきましては、就労継続支援B型の事業所を定期的に訪問し活動の補助を行っております。また、児童の部会では、町が行っている幼児フォローアップ教室に3名の主任児童委員が携わらせていただいております。また、高齢の部会ではデイサービスの事業所へ訪問させていただくなどの活動に取り組んでいます。

こうした活動を通して、地域の要援護者・世帯の生活状況や生活上の不安などを把握できるように努めております。

委員 大磯町社会福祉協議会です。先ほど会長からもお話しがりましたが、大磯町社協ではファミリーサポート事業を受託する予定となっております。これは、子育てに関する地域内の会員による相互援助事業となりますが、この事業を通して社協として子育て支援に取り組んで参りたいと考えています。

委員 湘南あゆみ会です。当会は、月一回の定例会の開催とサロンあゆみという相談の場も土曜日に開催しております。サロンにつきましては家族に限らず、様々な方が出入りできるように運営しております。

また、会議の前半でもご紹介させていただきましたが、学習会活動については、平塚市内で月一回のペースで開催しております。ご家族の障害や病気に対する理解や受容という面で一定の成果を感じている次第です。地域の中で孤立してしまっているような方につきましては当会としても力になりたいと考えていますので、是非ご紹介いただけたらと思います。

委員 二宮町手をつなぐ育成会です。この会に参加させていただくようになり、湘南あゆみ会さんの活動にも参加させていただく機会を得ることとなりました。障害の種別を超えて当事者団体どうしの交流が持てるということは大きな意義のあることだと思います。また、去年は二宮町の福祉課の皆さんとも意見交換をさせていただく機会を得ました。お直接話し合うということで、お互いの立場を理解するということにつながったのではないかと思います。来年度も関係する各機関の皆様と直接お会いして

意見交換ができるような機会を持ちたいと考えておりますのでよろしく
お願いいたします。

委員 大磯町身体障害者福祉協会です。当会の活動は定例会と大磯町障害福祉
センター内のティーサロンの運営が主な柱となります。当会の直面して
いる課題につきましては先ほど申し上げた通りになりますが、まず、活
動を継続していくということを目指していきたいと考えています。どう
ぞよろしくお願いいたします。

委員 二宮町身体障害福祉協会です。当会は6名の委員で運営しておりますが、
3名が視覚障害の方で2名が聴覚障害で残る1名の方は肢体不自由の方
で構成されております。それぞれ役割分担をしながら取り組んでいま
すが、会員数の減少が課題となっている状況も影響している面は否めま
せん。私どもの団体のご紹介など皆様にご協力いただけますと幸いです。
どうぞよろしくお願いいたします。

議長 どうもありがとうございます。事務局からは何かありますでしょうか。

事務局 事務局からは特にありませんので、本会の第一部である第2回自立支援
協議会につきましては以上とさせていただき、第二部の勉強会へと移ら
せていただきたいと思います。

II 勉強会 障害者差別解消法について

事務局 それでは勉強会に入る前に、湘南西部圏域の自立支援協議会より一言よ
ろしくお願いいたします。

委員 今年度はこの湘南西部圏域にて、両町の状況や直面している課題につい
て圏域の他地域とも共有化を図って参りました。ご協力いただきどうも
ありがとうございました。当法人では来年度も湘南西部圏域のナビゲー
ション事業を受託する予定となっておりますが、法人の人事異動により、
4月からは後任の者に変更となります。私自身は7年間この事業を通し
て両町の自立支援協議会に参加させていただきました。地域の中での連
携の枠組みづくりや課題に対しての取り組みなど、この7年間の歩みを
皆様とご一緒させていただくことができ大変光栄に思います。本日は
このような機会をいただきましてどうもありがとうございました。

議長 7年間のご尽力に感謝申しあげたいと思います。どうもありがとうございました。

事務局 それでは第二部として障害者差別解消法の勉強会に入りたいと思います。お手元に3種類の資料をお配りさせていただきました。この法律の概要につきましては資料を参照していただければと思いますが、この湘南西部圏域につきましては、自治体職員の対応要領の素案を作成しております。本日はこの対応要領の素案を用いて、この法律の全体像を理解していただくことを目指したいと思います。この法律における重要な二つの概念として、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮ということがあります。合理的配慮ということに関しては、聴覚障害の方に手話を活用して説明する。あるいは、視覚障害の方には点字を用いて説明することなどが挙げられます。その具体例につきましては資料もご参照していただければと思います。この合理的配慮については、市町村等の行政機関におきましては必須事項となりますが、それ以外の民間の事業所につきましては努力義務となっております。それでは、行政機関としての対応につきましてご説明をお願いいたします。

委員 障害者差別解消法に伴う行政機関の対応につきまして、現時点でご説明できる範囲でお伝えしたいと思います。この法律の第17条には障害者差別解消支援協議会という項目がありますが、こちらにつきましては設置義務ではありませんが、平塚市、秦野市、伊勢原市、二宮町と合同でモデル協議会を平成27年度にスタートさせ、各自治体における職員対応要領の共通の素案をまとめた経緯があります。特徴的なこととして資料の第5条に懲戒処分等という項目を制定しています。これは正当な理由がなく、障害を理由とする差別を繰り返す職員については、各市町ごとの懲戒処分に関する指針に照らし、懲戒処分等に付されうることとなります。

今年4月にも協議会を開催しますので、制度の動向を踏まえて細部を検討していきたいと考えています。

委員 二宮町におきましては、先ほどのお話しにも触れられたように障害者差別解消支援モデル協議会にて、周辺市町村と共通の枠組みの中で対応することになります。また、各障害者団体との会合を通して、この法律の目指すところとその現状についてヒアリングを行っています。そこで得

た意見も反映させ、モデル協議会としての職員対応要領を検討していくこととなります。

事務局 ご説明どうもありがとうございました。合理的配慮と差別的取り扱いの具体例については、この対応要領に記載されることとなるのでしょうか。

委員 差別解消法に基づく職員の留意事項については市・町長が定めることとなっています。この法律は初めて施行されるため、その動向を見極めながら、具体例につきましては、留意事項という形で表現していくこととなるイメージを持っています。

事務局 ご出席の皆様から何かご意見やご質問はございますでしょうか、

委員 本日、資料としてこの職員対応要領を初めて目にしたのですが、内容についての意見や疑問点などは、私の所属する会を通して後日お伝えしたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員 昨年同様に当事者団体の皆様から、町としてご意見やご質問をいただく機会を設定させていただくようにしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局 法律上は、事業者については努力義務となっておりますが、やはり社会の要請に応じていくことは当然必要であると思います。来年度両町より具体的な指針が示されることとなりますが、この協議会でもご紹介させていただきたいと思います。

それでは、本日の会議は閉会させていただきます。

会議は 12 : 05 に閉会した。